

新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての健保業務について<第4報>

令和2年7月1日
オムロン健康保険組合
谷口 敏文

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について、不要不急の申請自粛等のご協力いただきありがとうございました。当健保として、必要業務の継続と感染拡大リスク低減の両立が図れたと考えます。今回、6月26日の新型コロナウイルス感染症グループ対策本部の方針を受け、当健保組合の運営体制を通常運営に戻します。なお、まだ完全収束には至っておらず、第二波などに向け、引き続き手続き改善を進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

1. 電話でのお問い合わせについて

9時～17時30分（昼休み除く）

注：ホームページでもお問合せに対応しています。

URL: <https://www.omron-kenpo.org/inquiry/>

2. 申請書類の提出について

基本通常通り

- ・「被保険者証 再交付申請書」は、第2報の臨時帳票を正式版として継続利用できます。
（事業所が、本人作成の確認欄にチェックし、押印して健保へ提出）

注意事項：

- 1) 限度額適用認定証：窓口負担額がカード等で支払える方は、申請をしなくても最終的な自己負担額は変わりません。手続きも不要ですので、申請の必要性の検討をお願いします。
 - ・入院時等に、限度額適用認定証の説明がありますが、当健保では独自の「付加給付」により最終的な自己負担額は変わらず、手続きも不要です。
窓口負担額が多額で支払いが困難などの場合は、申請をして下さい。限度額適用認定証を送付します。

3. 各保健事業（人間ドック、健康ポイント等）について

引き続き、一部業務停止、受付時間短縮など、影響が出ています。状況については、各事業ホームページ上のお知らせやお問い合わせ先で最新情報のご確認をお願いします。

4. 問い合わせ先

オムロン健康保険組合

- ・ホームページから <https://www.omron-kenpo.org/inquiry>
- ・メール healthy-kenpo@omron.com
- ・電話 075-344-7190

以上